

薬生食輸発0530第6号
平成30年5月30日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成30年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(パラグアイ産チアシードのアフラトキシン)

標記については、平成30年3月30日付け薬生食輸発0330第2号（最終改正：平成30年5月17日付け薬生食輸発0517第1号）（以下「モニタリング通知」という。）に基づき実施しているところです。

今般、パラグアイ産チアシードのアフラトキシンについて、検査命令を解除したことから、平成30年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応することとし、モニタリング通知の別表第2に下記を追加しますので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、 輸出者及び包装者
平成30年5月 30日	パラグアイ	チアシード及びその加工品 (チアシードを30%以上含有 するものに限る。)	アフラト キシン	